

小規模企業事業資金の融資案内
(略称「小規模」)

令和7年4月1日
群馬県産業経済部地域企業支援課

この資金は、県内の小規模企業者に対する金融の円滑化を図り、経営の改善や安定に資するため、県が群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び金融機関と協力して実施する融資制度です。

責任共有制度対象外の保証（保証協会の100%保証）となる小口零細企業保証制度に対応した小口零細企業資金もあります。

なお、申込み手続等については、金融機関の窓口で行っていますので、取扱金融機関に相談してください。

1 申込みのできる方

県内で、継続して1年以上事業を行っている小規模企業者で、中小企業信用保険法に定める信用保険対象業種に属する事業を行う方です。

なお、信用保険対象業種に属していても、事業内容や事業実態によっては、対象とされないものがあります。

また、県税の滞納がある方、性風俗関連特殊営業等も対象となりません。融資対象となる業種、事業かどうかについては、事前に保証協会等でご確認ください。

また、暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方も対象となりません。

* 小規模企業者の範囲

- ①従業員が20人以下（商業・サービス業に属する事業については5人以下、ただし、宿泊業・娯楽業は20人以下）の個人又は会社
- ②事業協同小組合等の小規模中小企業団体

2 資金使途

(1) 設備資金

県内に設置する工場、店舗又は事務所等の新築、増改築や改装、生産や販売のための機械・装置や設備の取得に必要な資金（土地取得を除く。）で、会計処理上資産として計上するものに限りです。

建物については、個人の住宅の用に供する部分は融資対象となりません。

車両の取得についても融資対象としますが、乗用車等は対象となりません。

なお、既に、契約、発注又は工事着手したものや取得済みのものについては対象となりません。

(2) 運転資金

商品仕入、外注費支払、手形決済、買掛金支払、人件費支払等の運転資金。

なお、借入金の返済や割引手形の買い戻し資金等は対象となりません。

3 融資条件

(1) 融資限度額

① 小規模企業事業資金

小規模企業事業資金及び小口零細企業資金を合わせて、2,000万円

（既に小規模企業事業資金及び小口零細企業資金の融資残高がある場合には、これらの融資残高を控除した額を融資限度額とします。）

② 小口零細企業資金

全ての保証協会の保証付き既借入残高の既借入残高との合計で2,000万円

(2) 融資期間

設備資金 8年以内（内据置6か月以内）

運転資金 6年以内（内据置6か月以内）

(3) 融資利率

① 小規模企業事業資金

責任共有制度対象 年2.05%以内

責任共有制度対象外 年2.0%以内

② 小口零細企業資金

年2.0%以内

※上記の融資利率は、令和7年4月1日現在のものです。

※融資利率は、金融情勢等により変更することがあり、融資実行時点の金利を適用します。

(4) 信用保証

①小規模企業事業資金

保証協会の小口零細企業保証以外の保証を付けていただきます。

②小口零細企業資金

保証協会の小口零細企業保証(保証協会の100%保証)を付けていただきます。

(5)担保・保証人

原則として物的担保は不要です。保証人は金融機関及び保証協会と相談して決めています。

(6)返済方法

年1回以上(月賦、隔月賦、年賦等)の元金均等分割返済とします。

期間1年以内の期限一括返済はできません。

4 融資の申込み

次の書類を用意して、取扱金融機関の窓口にお申し込みください。

金融機関や保証協会では、経営内容やこの資金に該当するかどうかを審査し、融資・保証の決定をします。

必要書類 ア 融資申込書(金融機関で定められている場合)

イ 信用保証委託申込書(保証協会所定用紙)

ウ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

エ 建物、機械・装置、設備等の設計図、カタログ等の写し(該当する場合に限ります。)

オ 見積書の写し

カ 建築確認通知の写し(該当する場合に限ります。)

キ 許認可証等の写し(該当する場合に限ります。)

ク 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書(用紙は県地域企業支援課に用意してあるほか、群馬県ホームページからもダウンロードできます。)

ケ 市町村長が発行する認定書(経営安定関連保証(セーフティネット保証)を利用する場合に限ります。)

コ その他申込内容により、提出をお願いするものがあります。

5 取扱金融機関

県内に支店がある地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

6 申込期間

年間随時受け付けます。ただし、融資枠に達したときは締め切ることがあります。

7 融資実行後の処理

(1)融資対象となった施設や設備の設置等が完了した場合は必ず資産計上し、明確・適正な会計処理を行ってください。

(2)必要に応じて、完了届の提出を求めたり、完了検査を行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

(3)融資により取得した施設や設備を目的外に使用したり、他に譲渡したりするときは、あらかじめ、融資を受けた金融機関を通じて保証協会に連絡してください。

(4)偽りその他不正の行為により融資を受けたときや、融資された資金を目的外に使用したときなどは、期限前に繰り上げて償還していただくことがあります。

8 その他

詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。

※ 既往債務の借換について

小規模企業事業資金の既往債務については、本資金により借換ができます。

借換融資の申込みをされる場合は、融資を受けようとする金融機関の窓口にご相談ください。

なお、詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。

金融機関の融資担当者の方へ ―この資金を取り扱う前に必ずお読みください。―

この資金は、申込手続きから融資実行まで、全て金融機関の窓口で取扱いをお願いしています。

このため、この資金の取扱いについては、金融機関の融資担当者の皆様のご理解とご協力が必要となります。

ついては、この資金が適正かつ円滑に実施され、中小企業者の振興・発展に役立ちますよう、融資の申込みの受付けや融資実行に際して、下記事項に留意して取り扱われるようお願いいたします。

1 次に掲げる事項について審査を行い、適当と認められる場合には、金融機関所定の手続きにより融資を実行してください。

- ①申込者が融資対象者であるか（小規模事業者、対象業種、県内での事業実績等の確認）
- ②必要な書類が添付されているか
- ③資金使途に設備資金が含まれている場合、当該設備投資が事業に必要なもので、かつ、県内に設置するものであるか
- ④既に発注・契約を行っていたり、工事に着手していないか
- また、取得済みのものでないか
- ⑤既に支払われた費用を補填するものでないか
- ⑥必要な許認可等を取得しているか、周辺住民等との間で問題が生じる恐れがないか
- ⑦融資限度額を超えていないか

2 設備資金の融資額は、施設や設備の見積金額の範囲内で、自己資金を導入できる場合はこれを導入し、また、値引きが行われる場合があることなども考慮し、真に必要なとする額を融資してください。

3 利用者に対して、施設や設備の完了届の提出は求めませんが、融資実行後、資金が目的外に使われることのないよう十分注意してください。

なお、必要に応じて、現地調査を行ったり、完了届の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

●問い合わせ先

群馬県庁地域企業支援課（金融係）	〒371-8570前橋市大手町一丁目1-1 TEL 027-226-3332 FAX 027-223-7875
群馬県信用保証協会 営業部	〒371-0026前橋市大手町三丁目3-1 TEL 027-231-8818・8819
〃 高崎支店	〒370-0006高崎市問屋町二丁目7-2 TEL 027-362-7733
〃 太田支店	〒373-0852太田市新井町534-12 TEL 0276-48-8811

●経営安定関連保証の市町村の認定についての問い合わせ先

各市町村の中小企業向け制度融資担当課（商業観光課、商工課、産業課、経済課など）

●取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の本支店